			H_{29} ＝ 0.0258 H_{30} ＝ 0.02588 $H_{令元}$＝ 0.02556 $H_{令2}$ ＝ 0.02571 $H_{令3}$ ＝ 0.02591 $H_{令4}$ ＝ 0.00353			H_{29} ＝ 0.0259 H_{30} ＝ 0.02592 $H_{令元}$＝ 0.02559 $H_{令2}$ ＝ 0.02575 $H_{令3}$ ＝ 0.00157 $H_{令4}$ ＝ 0.00353	
			$H_{令5}$ ＝ 0.00479 $H_{令6}$ ＝ 0.00721			$H_{令5}$ ＝ 0.00479	
			I_n　n 年度において発行について同意又は許可を得た緊急浚渫推進事業（地方財政法第 33 条の 5 の 11 に規定する河川等におけるしゆんせつ等に係る事業をいう。以下この表において同じ。）に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額 $J_{令2}$ ＝ 0.07085 $J_{令3}$ ＝ 0.07142 $J_{令4}$ ＝ 0.07361			I_n　n 年度において発行について同意又は許可を得た緊急浚渫推進事業（地方財政法第 33 条の 5 の 11 に規定する河川等におけるしゆんせつ等に係る事業をいう。以下この表において同じ。）に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額 $J_{令2}$ ＝ 0.07099 $J_{令3}$ ＝ 0.07158 $J_{令4}$ ＝ 0.07405	
			$J_{令5}$ ＝ 0.07566			$J_{令5}$ ＝ 0.07612	